

国立大学法人島根大学と全国健康保険協会島根支部との 包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と全国健康保険協会島根支部（以下「協会けんぽ」という。）が包括的な連携・協力のもと、両者が有する人的・物的資源を有効活用し、地域貢献人材の育成と健康寿命の延伸及び生活の質の維持・向上を図ることを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と協会けんぽは、次の事項について連携・協力する。

- (1) 公衆衛生に関わる活動全般に関する事項
- (2) 医療・保険分野における調査、研究、分析に関する事項
- (3) 健康づくりの推進に関する事項
- (4) その他前条の目的達成のため両者が必要と認める事項

(連絡調整・協議)

第3条 本協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、両者は定期的に連絡調整・協議の場を持つものとする。

(守秘義務)

第4条 本協定に基づく連携・協力において知り得た情報を、連携・協力上必要な範囲を超えて使用してはならず、事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も有効とする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、両者協議のうえ、この協定書を改定することができる。

(その他)

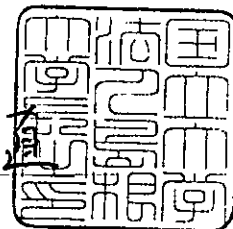
第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年11月28日

国立大学法人島根大学長

服部 泰



全国健康保険協会 島根支部 支部長

大塚 正明

